

一般社団法人群馬県作業療法士会 設立総会
議 案 書



期 日：平成 23 年 2 月 26 日（土）

12:30～13:00

会 場：マック・スクエア スワン

前橋市日吉町 1 丁目 8-1

事務局 前橋市紅雲町 1-7-12

住宅公社ビル 4 階

一般社団法人群馬県作業療法士会事務局

TEL・FAX 027-224-4649

< 総会次第 >

1. 開会の言葉
2. 設立時代表理事挨拶（設立趣意説明）
3. 議長選出
4. 書記選出
5. 定足数報告
6. 議事録署名人選出
7. 議事
 - 第1号議案 群馬県作業療法士会の解散に伴う当該会員の当法人への入会について
 - 第2号議案 会費等について
 - 第3号議案 設立初年度事業計画案及び収支予算案について
 - 第4号議案 役員選任について
 - 第5号議案 その他
8. 書記解任
9. 議事録署名人解任
9. 議長解任
10. 閉会の言葉

以下、省略

< 公告資料 >

- ・ 一般社団法人群馬県作業療法士会定款
- ・ 設立時貸借対照表（平成23年2月24日時点）

第 1 号議案 群馬県作業療法士会の解散に伴う当該会員の当法人への入会について

(定款第 8 条・第 6 8 条事項)

①会員が行うべき入会手続きの省略について

任意団体群馬県作業療法士会（以下「群馬県作業療法士会」という）が解散した場合、その解散時点において群馬県作業療法士会の正会員並びに賛助会員であった者が、当法人定款第 6 8 条第 2 項並びに 3 項の規定に基づき、当法人に正会員並びに賛助会員としてみなし入会してくる際には、当法人定款第 8 条第 1 項～3 項の規定に関わらず、会員個々に対する入会にかかる申込手続きを求めをしないこととする（入会に関する事務手続きを要すことなく、自動的に会員籍が当法人に移行したものと処理する）。

②会員の移行日の考え方について

当法人定款第 6 8 条第 2 項並びに 3 項には、群馬県作業療法士会解散に伴う当該会員の当法人への入会は「解散と同時に」と規定されているが、事務手続き上の当該会員の入会日については、群馬県作業療法士会の「解散の翌日」をもって定めることとする。

③法人設立日からみなし入会実施までの間の入会申込みの処理について

当法人の設立日から群馬県作業療法士会が解散し当該会員が当法人の正会員及び賛助会員に移行を果たす日までの間に、当法人への入会希望の申し出があった場合については、当法人定款第 8 条第 1 項～3 項の規定に関わらず、別に定める「暫定版 正会員（賛助会員）入会届」様式を用いて申し込みを受け付けることとともに、正会員及び賛助会員とも代表理事（会長）の審査・承認をもって入会の可否を決することとする。

第 2 号議案 会費等について（定款第 9 条事項）

①会費の額の設定について

当法人の正会員及び賛助会員が納めるべき会費及び賛助会費の額については、群馬県作業療法士会が定めている年会費と同額とする。

②会費の設定と徴収の適用時期について

上記①については、当法人定款第 6 8 条に基づき、群馬県作業療法士会の解散に伴い当該会員が当法人の正会員及び賛助会員へと移行を完了した時をもって全会員に適用されることとし、その徴収方法についても群馬県作業療法士会の方法を継承適用することとする。なお、当法人設立日から、群馬県作業療法士会が解散し、それに伴い当該会員が当法人の正会員及び賛助会員に移行を完了する日までの間の正会員及び賛助会員の会費については、これを徴収しない（納入を要しない）こととする。

第 3 号議案 設立初年度事業計画案及び収支予算案について（定款第 6 4 条事項）

①設立初年度事業計画案（平成 23 年 2 月 24 日～3 月 31 日）

ア．設立総会を開催する

イ．群馬県作業療法士会の解散に伴う会員及び残余資産等の当法人への移行受け入れに関して、群馬県作業療法士会との連携・意見調整などを行う

ウ．関係諸機関への法人設立届出準備を行う

エ. 群馬県作業療法士会会員及び関係諸機関や団体に対し、当法人の設立についての周知活動を行う

②設立初年度収支予算案（平成23年2月24日～3月31日）

ア. 収入合計：0円

イ. 支出合計：0円

第4号議案 役員選任について（定款第28条・第29条事項）

①副会長立候補者（定款第28条第1項（2））定員2名

関根圭介

生須義久

②事務局長立候補者（定款第28条第1項（3））定員1名

中澤公恵

※会長については、当法人定款第28条第2項の規定に基づき、会長は代表理事であることから、今回は選任手続きを要せず、設立時代表理事である新井健五が会長となる。

第5号議案 その他

①当面の当法人の果たすべき使命

当法人は、群馬県作業療法士会が解散した場合に、群馬県における社団法人日本作業療法士会会員が一切の不利益を被らないようにするために、その事業及び残余資産等、解散時に群馬県作業療法士会が有していた権利義務の全てを速やかに継承し、群馬県における作業療法士の職能団体としての全活動が遅滞・支障無く展開できるように尽くすものとする。

②当法人の社団法人日本作業療法士協会との関係

当法人は、群馬県作業療法士会が解散した場合に、社団法人日本作業療法士協会と連携する群馬県における唯一の作業療法士の職能団体となるものとし、その役割を遺憾なく果たしていくものとする。

③当法人の都道府県作業療法士会連絡協議会との関係

当法人は、群馬県作業療法士会の解散した場合に、都道府県作業療法士会連絡協議会の会員となるものとし、その役割を遺憾なく果たしていくものとする。

④その他

群馬県作業療法士会が解散し当該会員が当法人の正会員及び賛助会員として移行をした場合、会員歴や役員歴などについては、群馬県作業療法士会からの通算で計算をするものとする。

